

京都市告示第 466 号

京北運動公園の指定管理者である京北スポーツネットワークの代表者である公益財団法人京都市体育協会から、京都市京北運動公園条例第4条の規定に基づき、京北運動公園を供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年11月30日

京都市長 門川大作

1 変更内容

京北運動公園を供用しない日

(変更前)

平成27年12月27日(日)から平成28年1月5日(火)まで

(変更後)

平成27年12月29日(火)から平成28年1月3日(日)まで

2 理由

他の指定管理施設と揃えるため。

(文化市民局市民スポーツ振興室)